

墨田区手数料条例の一部を改正する条例(案)概要

1 区民関係手数料に係る改正

(1) 通知カード等の再交付手数料の新設

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の
制定(25.5.31 公布、27.10.5・28.1.1 一部施行)に伴い、通知カード及び個人
番号カードの再交付の事務に係る手数料を新設する。

ア 通知カードの再交付手数料 500円

イ 個人番号カードの再交付手数料 800円

(2) 住民基本台帳カードの交付手数料の廃止

住民基本台帳法の一部改正(25.5.31 公布、28.1.1 一部施行)により住民基
本台帳カードの交付制度が廃止されることに伴い、当該交付の事務に係る手
料を廃止する。

2 保健衛生・環境関係手数料に係る改正

(1) 弁当等人力販売業の許可等に関する手数料の新設

食品製造業等取締条例の一部改正(27.3.31 公布、27.10.1 一部施行)により
弁当類又はそう菜類の行商(弁当等人力販売業)が届出制から許可制に移行さ
れるとともに、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部改
正(27.3.31 公布、27.10.1 一部施行)が行われ、弁当等人力販売業の許可等に
係る事務を区が行うこととされるため、当該事務に係る手数料を次のとおり新
設する。

ア 弁当等人力販売業許可申請手数料 8,800円

イ 弁当等人力販売業許可更新申請手数料 5,400円

ウ 弁当等人力販売業許可済証交付手数料 1,400円

エ 弁当等人力販売業許可済証再交付手数料 1,100円

3 施行期日

2は本年10月1日、1(1)アは本年10月5日、1(1)イ及び(2)は平成28年
1月1日